

改正

平成24年 3 月22日 条例第12号
平成25年12月27日 条例第38号
平成27年 7 月 1 日 条例第35号
平成31年 3 月25日 条例第 6 号
令和 8 年 3 月24日 条例第10号

岩国城索道条例

(設置)

第 1 条 本市に、岩国城索道（以下「索道」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 索道の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岩国城索道	岩国市横山二丁目300番地から岩国市横山二丁目官有無番地まで

(施設)

第 3 条 索道に、索道運転を行うための架空の索条とこれに直接附帯する建造物及び運転機器を総称したもの並びに休憩所、望遠鏡その他の施設を置く。

(事業)

第 4 条 索道は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 旅客の運送に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事業を行うこと。

(乗車の制限)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、索道の乗車を拒むことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）の類を携帯する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理上支障があると認める者

(旅客運賃)

第 6 条 索道に乗車しようとする者は、別表に定める運賃を支払わなければならない。

(使用料)

第 7 条 望遠鏡を利用しようとする者は、1 回につき100円の使用料を前納しなければならない。

(運賃の減免)

第 8 条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、運賃を減額し、又は免除することができる。

(運賃等の不還付)

第9条 既納の運賃及び使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、索道の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により索道の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

(指定管理者が行う業務)

第11条 前条の規定により管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

(1) 索道の施設、設備等の維持管理に関する業務

(2) 索道への乗車及び望遠鏡の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

(3) 索道の運行及び安全管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、第4条に定める事業を行うために必要な業務（利用料金）

第12条 第10条第1項の規定により指定管理者による管理を行う場合において、市長が索道の管理運営上必要があると認めるときは、第6条及び第7条の規定にかかわらず、指定管理者は索道及び望遠鏡の利用者から利用料金を徴収することができるものとする。この場合において、第6条及び第7条の規定は、適用しないものとする。

2 索道及び望遠鏡の利用者は、当該施設を利用しようとするときに、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が、あらかじめ市長が定める基準に従い後納を認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、第7条及び別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、合併前の岩国城索道条例（昭

和39年岩国市条例第32号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、
手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前に、合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、合併前の条例の例による。

附 則（平成24年 3 月22日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から別に定める指定管理者の指定の期間の始期の日までの間における岩国城索道（市長が管理することとした場合を除く。）の管理については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月27日条例第38号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（使用料等の額に関する経過措置）

- 2 施設の利用その他の行為（以下「利用等」という。）を行おうとする者が、利用等に係る使用料、利用料金、占用料、手数料等（以下「使用料等」という。）をこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付している場合において、施行日以後に当該使用料等の納付に係る施設の利用等を行うときは、当該利用等に係る使用料等の額については、この条例による改正前の使用料等の額とする。

（回数券及び回数乗車券の使用に関する経過措置）

- 3 施行日前に発行された回数券及び回数乗車券については、施行日以後も引き続き使用することができる。

（定期駐車券及び定期乗車券の使用に関する経過措置）

- 4 施行日前に発行された定期駐車券及び定期乗車券であって、その有効期間又は通用期間が施行日以後に及ぶものについては、施行日以後も引き続き使用することができる。

附 則（平成27年 7 月 1 日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月25日条例第 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（使用料等の額に関する経過措置）

- 2 施設の利用その他の行為（以下「利用等」という。）を行おうとする者が、利用等に係る使用料、利用料金、占用料、手数料等（以下「使用料等」という。）をこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付している場合において、施行日以後に当該使用料等の納付に係る施設の利用等を行うときは、当該利用等に係る使用料等の額については、この条例による改正前の使用料等の額とする。

（回数券及び回数乗車券の使用に関する経過措置）

- 3 施行日前に発行された回数券及び回数乗車券については、施行日以後も引き続き使用することができる。

(定期駐車券及び定期乗車券の使用に関する経過措置)

- 4 施行日前に発行された定期駐車券及び定期乗車券であって、その有効期間又は通用期間が施行日以後に及ぶものについては、施行日以後も引き続き使用することができる。

附 則 (令和 8 年 3 月 24 日 条例第 10 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 岩国城索道に乗車しようとする者が、旅客運賃又は乗車に係る料金（以下「運賃等」という。）をこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に納入している場合において、施行日以後に当該運賃等の納入に係る乗車を行うときは、当該運賃等の額については、なお従前の例による。

別表 (第 6 条関係)

区分		普通旅客運賃		団体旅客運賃
		一般	セット	一般
		1 人につき	1 人につき	1 人につき
大人	片道	500 円		450 円
	往復	900 円	800 円	800 円
小人 6 歳から 12 歳までの者 (小学生)	片道	250 円		200 円
	往復	400 円	350 円	350 円

備考

- 1 15 人以上は、団体扱いとする。
- 2 「セット」とは、岩国城入場料、岩国城索道旅客運賃及び錦帯橋入橋料を同時に支払う場合をいう。